厚生委員会
報告事項説明資料　1

新型コロナウイルス感染症への対応状況等について

3月9日時点

1 感染者の状況について【年代別新規感染者数】

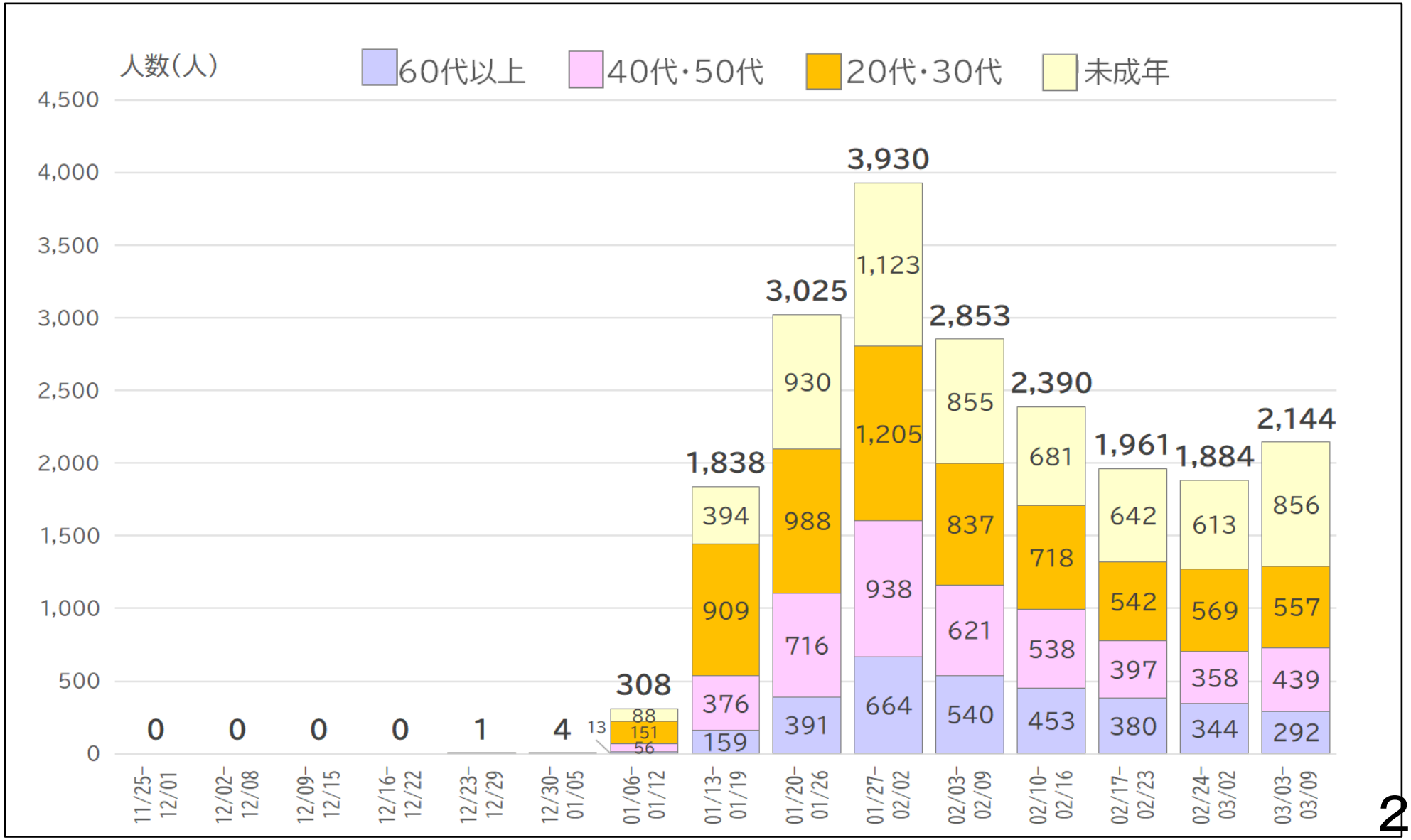

2．熊本市内医療機関の病床フェーズと病床使用状況について

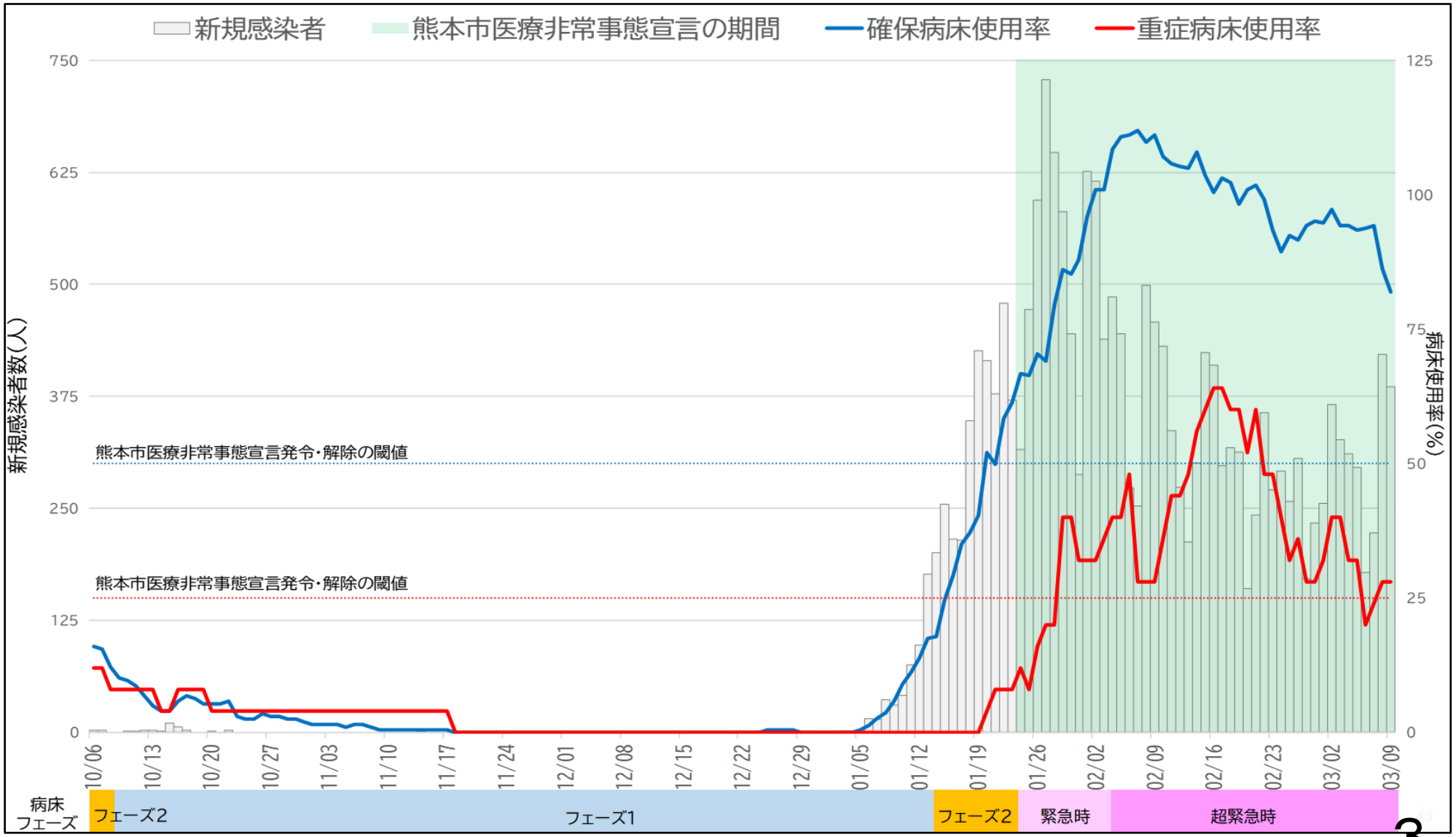

３．保健所体制の強化について

◇ 人員の確保

【職員体制の強化】

○ **新型コロナウイルス感染症対策課職員２０４名**に加え、**応援職員 約１００名**を配置

※ 感染ピーク時には応援職員を約２００名とし、１日６００人の新規感染者に対応可能な体制を確保した。今後も感染状況に応じて適切に体制を強化。

【パルスオキシメーターの配送】

○ 各区役所に**配送拠点（人員・場所・車両の提供）を設置**し効率的な配送を実施

◇ 物資及び場所の確保

○ パルスオキシメーターを**4,500台緊急購入**（総保有6,775台）

○ **市民活動支援センター・あいぽーと（総合保健福祉センター１階）**や**大江公民館**に執務スペースを確保

◇ 業務の重点化

【疫学調査の重点化】

○ **「聞き取り期間の短縮（発症前14日⇒2日）」**や**「重症化やクラスター発生リスクの高い施設へ重点化」**を図ることで、**調査を迅速化**

【健康観察の重点化】

○ 濃厚接触者はセルフチェックに移行し、**自宅療養者の健康状態把握に重点化**

４．病床ひっ迫時における療養先基準の臨時的な見直しについて

【見直し内容】

①年齢に関わらず、**症状に応じて療養先を決定**

②症状の改善が確認されれば入院・宿泊療養から**自宅療養を可とする**

区分	熊本県における基準
入　院	・重症又は中等症である者 ・軽症又は無症状で、以下の①～~~⑤~~④に該当する者 ~~**①概ね70歳以上の者**~~ ~~②~~①重篤な呼吸器疾患を有する者 ~~③~~②腎臓疾患、糖尿病等により臓器等の機能が低下しているおそれがある者 ~~④~~③臓器移植等により免疫機能が低下しているおそれがある者 ~~⑤~~④妊婦 ※**退院基準を満たす以前でも、症状の改善が確認されれば、**宿泊療養又は自宅療養を可とする。 ※上記①～~~⑤~~④のうち、入院が必要な状態ではないと医師が判断した者は、宿泊療養又は自宅療養を可とする。
宿泊療養	・軽症又は無症状で、入院の①～~~⑤~~④に該当しない者 ・軽症又は無症状で、入院の①～~~⑤~~④に該当する者のうち、医師が宿泊療養可能と判断した者 ※**入所後３日間経過し、症状の改善が確認された場合は、**自宅療養を可とする。
自宅療養	・宿泊療養の対象となる患者のうち、医師が自宅療養可能と判断した者 ※原則として、同居家族に①～~~⑤~~④に該当する者がいる場合を除く。 その他、本人の年齢（４０歳未満など）、家族構成、家庭の事情、本人の希望等を勘案したうえで判断